

保健室より感染症情報



インフルエンザは最低5日間出校停止です

出席停止期間

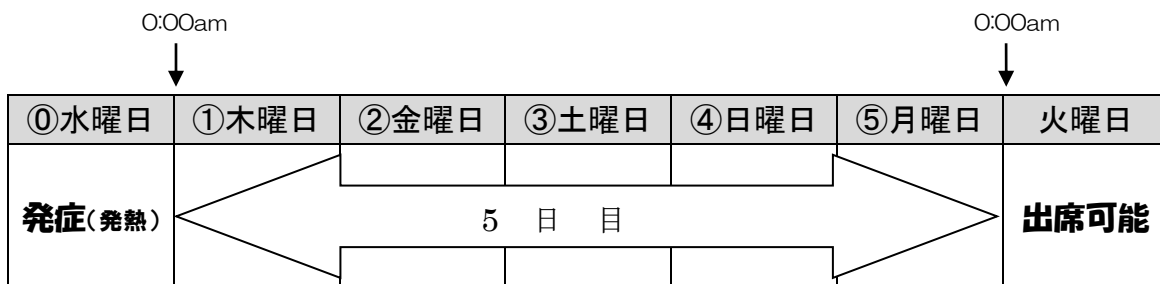
学校感染症 第2種

「発症(38℃程度の発熱等)したあと5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

※ただし、症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。

発症した後5日の数え方

「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず0日目とし、翌日からを第1日目として数えます。



解熱をした後2日を経過するまでの数え方

例えば、解熱を確認した日が土曜日であった場合、その日は日数には数えず、日曜(1日)、月曜(2日)として火曜日から出席可能です。水曜日に発症しても土曜日までに熱が下がらなければ、熱が下がった翌日から2日を経過するまで出席できません。(水曜日に発症して日曜日に熱が下がった場合は水曜日から出席可能となります。)



インフルエンザと診断されたら学校(もちろん部活も)には登校できません。

病院からの診断書は不要です。治癒して登校できるようになったら、学校で用意した「出席停止の届け出用紙」に保護者が必要事項を記入し担任に提出をして下さい。その期間は欠席・早退にはなりません。(欠課時数としてはカウントされます。)